



重要!

令和8年4月から自転車も交通違反に反則切符(青切符)! [罰金]



携帯電話使用等(保持)

12,000円



遮断機立ち入り

7,000円



信号無視

6,000円



右側通行

6,000円



傘さし・イヤホン運転

5,000円



一時不停止

5,000円



ブレーキなど不良

5,000円



並んで走行

3,000円

※16歳以上の自転車運転者が対象となります。この他にもたくさんあります。

(NHK ニュース Web 版参照)

市県民税・国民健康保険税の申告

[申告期間] 2月16日(月)~3月16日(月)

◆市役所3階大会議室での申告は、
3月2日(月)~16日(月)の平日のみ



(9時30分~16時)です。

◆障害者手帳を持っている人は、「障害者控除」が受けられます。申告に行く時は、必ず障害者手帳を持って行きましょう。

◆申告しなければならぬ人、申告しなくてもよい人、申告に必要なものや各会場の日程など、詳しくは2月号の市報に載っています。

わからない時は、ご相談ください。

中津市住民税非課税世帯給付金

プレミアム商品券1冊分の10,000円を給付します。プレミアム商品券の購入にご活用ください。

対象の世帯には2月上旬に案内が届きます。

振込口座の記載があり、変更がない場合は手続きは不要です。(詳細は2月号市報に掲載)

聴覚障がい者向け火災報知器について

火災報知器の耐用年数は10年です。

取り付けから10年以上経過している方は、

障害福祉係窓口でご相談ください。



2月の防災研修会<訓練>(予定)

・相原集会所(2月8日)

・臼木公民館(2月7日)

・一ツ松 八坂神社境内(2月12日)

・和田コミュニティーセンター(2月7日)

※自分の地域の訓練があれば参加してください。詳細を知りたい方は地域のお知らせ(回覧等)、または専任までお問い合わせください。通訳の派遣もできますので申請してください。



《2月の専任手話通訳者の不在(予定)》

【10~12時不在】4日・25日(水)

【午前中不在】3日(火)、18日(水)

5日・12日(木)<手話講習会>

※急な不在もあります。不在の場合は職員が対応しますので声をかけてください。よろしくお願ひします。



土・日曜日の通訳依頼は ↓ ↓

大分県聴覚障害者協会

(FAX)097-556-0556

(メール)info@toyonokuni.jp

発行：中津市福祉支援課障害福祉係

専任手話通訳者大下

《専任手話通訳者携帯アドレス》

nakatsu-shuWahaken@q.vodafone.ne.jp

(090-9400-8795)

《市役所障害福祉係FAX》25-2335》